

マイナンバーが 始まります。

鳥取市からの
お知らせ

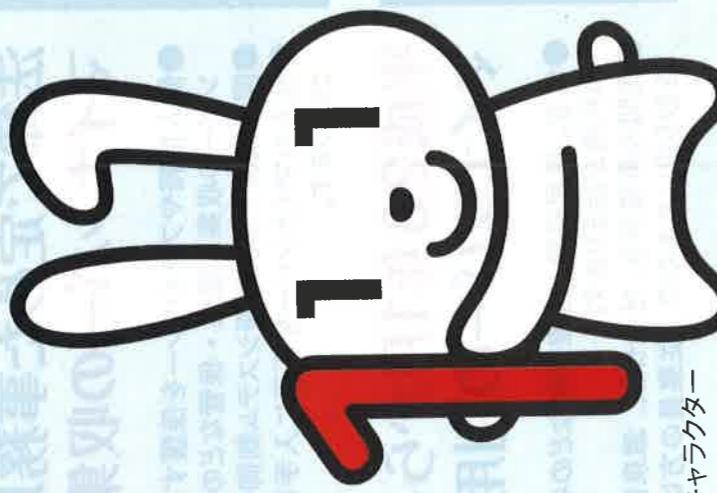
平成27年5月発行

平成27年10月から、みんなさんに
マイナンバーが通知されます。

マイナンバーって何?

- ・マイナンバーは、新しく全ての国民に付番される「一人にひとつだけの固有の番号」です。
- ・原則、生涯変わることはありません。
- ・国や都道府県、市区町村など行政機関の窓口で申請手続き等に必要になります。
- ・各関係機関が保有している個人情報とマイナンバーを結び付けて、本人の特定と個人情報のやりとり（連携）を利用されます。
- ・勤務先でも、税手続き事務などでマイナンバーの提示が必要です。

マイナンバーの 目的って?



行政事務等を行う機関では、それぞれの業務で保有する対象者に関する情報を、別々の業務番号やIDで管理していますが、その番号やIDでは、それらの事務の同一人の情報同士を結び付けることはできません。そのため同一人であることを氏名や住所、生年月日などの基本情報で特定するため、事務処理に時間や作業の無駄が生じ、正確な情報把握が難しくなります。マイナンバーを導入することで、複数の機関や事務で共通番号によって同一人が容易に特定でき、これを結び付けて連携することで、国民の利便や行政事務効率の向上、適正な負担と給付を図ることなどを目的としています。

マイナンバーで何が変わるの?…(3つのメリット)

- 行政の効率化
**手続きが正確で
早くなる**
- 国民の利便向上
**面倒な手続き
が簡単に**
- 公平・公正な社会の実現
**給付金などの不
正受給の防止**

国・行政機関・地方公共団体などで、申請手続き等における様々な資料や情報の照合・入力、申請者の確認などに要している時間や労力が削減され、手続きがスムーズになります。

申請時に必要な課税証明書等の資料の添付を省略できるなど、国民の負担が軽減されます。また、自分の保険料等の納付状況確認や、行政からのサービス情報をインターネットで個人の専用ページから取得できるようになります。

行政機関等が、国民の所得や他の行政サービスの受給状況などを把握しやすくなり、不正受給などを防止できるとともに、サービスが必要な方に、きめ細やかな支援を行うことができます。

マイナンバー制度の
お問い合わせは

全国共通ナビダイヤル【受付時間】平日9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)※ナビダイヤルは通話料がかかります。

0570-20-0178

マイナンバー
検索

平成27年10月から、国民一人に

12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

- 市区町村から、住民票に登録された住所に通知カードが送付されます。
- 通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を指定発行機関に郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

法律で定めた事務以外で

マイナンバーの収集・提供はできません。

- 個人情報やプライバシーを保護するため、マイナンバーを利用できる事務の範囲や、マイナンバーの収集・提供・保管などの行為は、法律で厳しく制限されます。
- 関係機関では、情報システム制御や事務の運用規程など、様々な安全対策が講じられます。
- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰があります。

平成28年1月から、

マイナンバーの利用が始まります。

- 年金、雇用保険、医療保険などの各手続き、確定申告など税の手続きから、順次マイナンバーの利用が始まります。
- 民間の事業所も、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた事務に限り、マイナンバーを取り扱いますので、従業員の方は勤務先でもマイナンバーの提示が求められます。

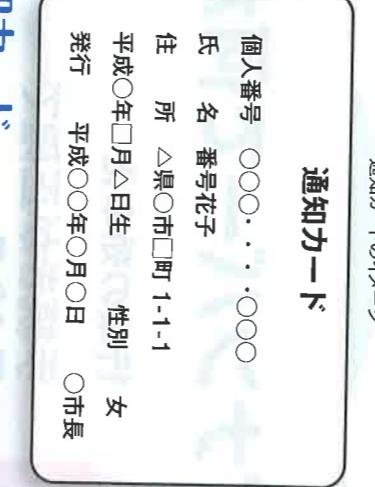
個人情報を保護するため 様々な安全対策がとられます。

- 国の専門委員会がマイナンバーの適正な利用等を監視・監督します。
- 行政機関等が事前にマイナンバーを利用する事務を評価する制度が導入され、外部第三者による点検も実施されます。(※鳥取市では外部委員による評価審査会を新設しています。)
- 情報システムを利用する職員の制限や、行政機関等の間で連携する個人情報データの暗号化などが図られます。

マイナンバー制度では次の二つのカードのいずれかを所持いただきます。



裏面



通知カード

マイナンバー通知の際に世帯ごとに世帯員全員に送付されます。行政事務等の申請手続き時の番号提示に使用します。(手続きの際には、本人確認のため身分証明書類も同時に必要です。)

マイナンバーは一生使うものです。 大切に保管してください。

facebook

鳥取市の魅力や、みなさんとコミュニケーションを図るため、情報発信を行っています。



「編集・発行」
鳥取市企画推進部
秘書課広報室
TEL : 0857-20-3132
FAX : 0857-20-3056
メール : kouhou@city.tottori.lg.jp

マイナンバーのホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバーのホームページ
https://twitter.com/mynumber_pr



民間の事業所でも
マイナンバー対応が
必要です。

